



お知らせ版

2006
3/15



広報ひこね

2 活力あるまちづくりへの道しるべ 彦根市行政改革大綱(第4次) 彦根市経営改革プログラムを策定しました	7 みんなが健康になるまちづくり ひこね元気計画21 実行委員を募集します
5 新しい介護保険制度のあらまし	8 障害福祉制度の改正 利用者負担が見直されます

彦根城などの無料観覧券を発行します 無料開放日を廃止します

彦根城などを市民の皆さんがより気軽に楽しんでもらえるよう、市民無料観覧券を発行します。

無料観覧券は、この「広報ひこね」3月15日号といっしょに全戸配布しています。

また、これに伴い、毎年4月6日、11月3日に実施していた無料開放日を廃止します。

無料観覧券が使える施設 彦根城・玄宮園、彦根城博物館、夢京橋あかり館2階(本町一丁目)

障害者(手帳の提示が必要です)とその介護者、市内の小・中学生、65歳以上の市民は、これまでどおりいつでも無料で観覧できます。

営業時間など詳しいことは、各施設にお問い合わせください。

問い合わせ先 観光課 ☎30-6120、FAX22-1398(無料観覧券、彦根城・玄宮園について)、彦根城博物館 ☎22-6100、FAX22-6520、夢京橋あかり館 ☎27-5501、FAX27-5502



新入学(園)児の交通事故防止運動 3/15~4/15

幼児の自転車 ---公道はまだむりです



幼児が自転車に乗れるようになって、道路で安全に乗ることはまだできません。道路交通法では、子ども用の三輪車や6歳未満の子どもの乗る自転車は、歩行者と見なされます。

幼児が自転車に乗るときは、保護者が必ず付き添って、安全な場所で遊ばせましょう。また、

道路を横断するときは、必ず止まって、子どもといっしょに左右の安全を確かめましょう。そして、将来、自分にもまわりの人にとっても安全な自転車の運転ができるよう、交通ルールやマナーを少しずつ教えてあげましょう。

活力ある まちづくりへの道しるべ

彦根市行政改革大綱（第4次） 彦根市経営改革プログラム

を策定しました

彦根市では、現在の財政危機を克服し、市民サービスの質の向上と活力あるまちづくりを実現するために「彦根市行政改革大綱（第4次）」と、その実施計画「彦根市経営改革プログラム」を策定しました。

新しい行政改革大綱は、平成13年度から取り組んできた現在の行政改革大綱を見直し、平成17年度を初年度とする、新たな5か年計画として策定したものです。

行政改革大綱の3つの柱

新たな行政改革大綱では、改革の3つの柱を「健全な財政基盤の確立」、「時代を切り拓く行政経営の推進」、「市民の参画と協働のまちづくり」としています。これは、行政を経営するという視点に立って経費のかかりにくい行政システムを確立すること、市民や地域、民間事業者の皆さんが主体となるま

ちづくりを改革の基本とすることを意味します。

収支見直しは厳しい結果に

この大綱を策定するにあたって、中長期的な視点から今後の財政収支見直しを試算したところ、平成18年度から21年度までの4年間で約162億円の財源不足が見込まれるという、かつてない非常に厳しい結果となりました。



この収支見直しは、現在の財政状況や地方財政制度を前提に、このままの行政運営を続けるとした場合の試算です。しかし、市税収入などの自主財源の確保が非常に困難な状況にある一方で、福祉・保健の充実や、環境問題への対応など、市民ニーズは今後さらに増加する傾向にあります。また、扶助費や公債費など義務的な経費に加え、下水道事業など他の会計への繰り出しの大幅な増加が見込まれています。

こうしたことから、この大綱は、彦根市総合発展計画や個別の計画に掲げられた目標や理念を基調とし、これらとの整合を図りつつも、財政の健全化を最優先にして行政運営を推進する指針として位置づけています。

改革の基本方針は「2つの経営」

この改革は、財政収支見直しで試算した、約162億円の収支不足を解消し、健全な財政基盤を確立するための取り組みものです。

健全な財政基盤を確立し、効率的な行政経営が可能な組織・体制をつくる「組織経営」と、市民の皆さんと協力・協働し、よりよい地域社会を築く「地域経営」の「ふたつの経営」を基本方針とします。

具体策は「経営改革プログラム」

「彦根市経営改革プログラム」は、行政改革大綱に基づき、具体的な取り組みを集中的に実施するための計画書です。確実に成果が出るよう、項目ごとに歳出削減や増収の目標額を掲げています。また、主な取り組みを実施する年度も挙げてあります。

このプログラムの策定にあたっては、昨年の12月に原案を公表し、市民の皆さんに意見をうかがっています。具体的な取り組み内容の主なものは、左ページの表をご覧ください。

外部の意見を 進行管理にいかします

この取り組みを確実なものとするため、新たに設置する「（仮称）彦根市経営戦略会議」を中心に、全庁体制で取り組みます。

さらに、有識者や公募による市民で構成する「（仮称）彦根市行政評価委員会」を設置し、外部評価を行います。

この「大綱」と「プログラム」は、「彦根市ホームページ」と市役所1階の情報公開コーナーでご覧いただけます。また、毎年度の取り組み状況も「広報ひこね」や「彦根市ホームページ」などを通じて市民の皆さんに公表し、意見を求めています。

問い合わせ先

経営改革推進室
☎306105番
FAX 221398番

彦根市経営改革プログラム 4年間で162億円の削減を目指します

※表中「削減」などあるのは、今後4年間の取り組みでの目標額です。

健全な財政基盤の確立

(1)財政運営の健全化

- ①一般行政経費の節減→**3.1**億円削減
・広報紙などの配布物について民間業者による全戸配布を検討
・一般競争入札の適用範囲拡大、公募型、総合評価方式など、新たな指名競争入札の導入を検討
・コンピュータ機器の更新方法の見直し など
- ②公共工事の効率化
・各課所管の工事計画などの横断的な事前調整機関の設置を検討 など
- ③投資事業の見直し→**39.9**億円削減
・大綱で定めた評価基準に基づく事業の見直し
- ④扶助費の見直し→**9**千万円削減
・「ひこね元気計画21」に基づく健康づくりの推進による医療費の抑制
・生活扶助における被保護者への就労支援体制の充実 など
- ⑤公債費の見直し
・建設事業債は、前年度の発行額を上回らない額に抑制 など
- ⑥分かりやすい財務諸表の作成と公表

- ・市債残高など数値改善目標を掲げた財政計画の作成と、毎年度のローリングの実施
- ⑦企業会計、特別会計の健全化→**7.3**億円削減
・基準外繰出の廃止に向けた検討（政策的な見地から継続するものについても、一層の経営効率化、事業費の大幅な抑制を検討）
・給付費に連動して繰出金が増加するものは、給付費の抑制に向けた予防施策を検討 など

(2)行政の守備範囲の見直し

- ①事務事業の再編整理→**1.1**億円削減
・市のホームページ（彦根市ホームページ、彦根市教育委員会ホームページ、生涯学習情報提供システムひこねっとなど）の統合と、ネットワーク管理部署の一元化を検討 など
- ②補助金等の見直し→**2.5**億円削減
・市税前納報奨金の廃止を検討
・路線バスの抜本的なあり方を検討 など
- ③各種団体等の自主活動の促進
・市が持っている各種団体などの事務局、事務の団体への引渡しによる自

- 立促進 など
- ④事業の選択と集中→**68**億円削減
・施策の重点化による事業の実施
- (3)民間活力の導入
①指定管理者制度の導入など民間活力の導入推進→**4**千万円支出増
（人件費の削減は含めていません）
・（仮称）外部委託推進指針の策定
・養護老人ホーム金亀荘の民営化
・ごみ収集業務、衛生処理場の維持管理業務の民間委託拡大 など
- ②PFI方式の導入検討
・広域ごみ処理施設へのPFI方式の導入を検討 など

(4)歳入の確保対策

- ①受益者負担の適正化→**13.2**億円増収
・都市計画税の税率改定を検討
・ゴミ処理の有料化を検討 など
- ②収納体制の強化と自主財源の確保→**3.8**億円増収
・「広報ひこね」有料広告枠の増枠
・未利用地の売却推進 など

市民の参画と協働によるまちづくり

(1)透明性の高い行政運営の推進

- ①広報広聴機能の充実
・インターネット等のメディアを活用した広報広聴活動の充実 など
- ②パブリックコメント制度の導入
・パブリックコメント実施要綱の制定 など
- ③審議会等への公募委員の参画
・市が設置する審議会などへの公募委員の拡大を検討 など
- ④説明責任の徹底
・施策評価システムやパブリックコメント制度の活用 など

(2)市民との協働による市政の推進

- ①まちづくり基本条例の制定等
・まちづくり基本条例の制定
- ②市民、NPO等の自主活動の促進支援→**5**千万円支出増
・「美しいまちひこね創造事業」の展開〔地域通貨の発行〕
・市民活動団体等の拠点施設の機能充実 など

- ・全職員数（1,455人）の4.6%（67人）以上の削減 など
- ③人事給与制度の見直し→**8.1**億円削減
・人事院勧告に基づく人事給与制度の見直しと併せ、さらなる給与等人件費の見直し検討 など
- ④公共施設の統廃合→**8**千万円削減
・子どもセンターを子育て支援拠点施設としてリニューアル など
- ⑤外郭団体等の見直し
・全ての外郭団体などについて、行政の関与のあり方や事業の必要性を検討 など

(3)サービスの迅速化と向上

- ①窓口業務の迅速化などサービスの向上→**1**億円支出増
・総合窓口の検討 など

(4)活力あるまちづくり

- ①企業誘致の推進等、まちの活性化→**3.6**億円支出増
・優良企業の誘致推進
・国庫・彦根城築城400年祭の開催 など

時代を切り拓く行政経営の推進

(1)成果重視の行政経営

- ①事務事業評価システムの見直し、施策評価制度の導入
・総合発展計画後期基本計画の策定に併せた施策評価制度の導入
・（仮称）彦根市行政評価委員会の設置 など
- ②業務プロセスの改善
・活動別原価計算による業務プロセスの検証 など
- ③能力、成果重視の人事管理、人材育成
・目標による管理制度（M.B.O）の導入と新人事評価システムの構築
・人材育成基本方針の見直し など

(2)効率的、効果的な行政体制の整備

- ①組織機構の見直し
・行政経営型の組織機構の見直し
- ②適正な定員管理の推進→**19.9**億円削減
・定員適正化計画の見直し

ご覧ください
固定資産税の価格等
平成18年度の縦覧・閲覧

■ 市 税 務 課

平成18年度の固定資産税額のもととなる、土地・家屋・償却資産の価格（評価額）などは、3月末に決定します。この新しい価格などを次のとおり開示します。

平成18年度は、3年に1度の「評価替え」の年にあたりますので、土地・家屋の価格を全面的に見直しています。「評価替

不動産の公売のお知らせ

公売の日時 3月24日(金) 10:30~

場 所 彦根市役所別館 2A会議室

公売財産 下の表のとおり

売却区分1の物件を買うには、「買受適格証明書」の交付を受けていることが必要です。

公売を中止することがありますので、ご了承ください。

問い合わせ先 市納税課 ☎30-6109、FAX22-3052

公 売 財 産

売却区分1	所在地	登記地目	地積	見積価額	公売保証金
	高宮町字宮ノ西	田(現況 田)	514㎡(公簿による)	8,410,000円	900,000円
	高宮町字東川原	宅地(現況 宅地)	230.61㎡(公簿による)	6,200,000円	700,000円

え」については、4月1日号で詳しくお知らせします。

縦覧

納税者が、自分の資産の評価額が適正かどうか、ほかの資産の評価額と比較して確認するものです。

期間 4月3日(月)~5月31日(水)
(土・日・祝日を除く)
時間 午前8時30分~午後5時15分

場所 市納税課(市役所2階)
縦覧できる人 今年の1月1日現在で、市内に課税対象の土

地・家屋を所有する人

ご覧いただくもの 土地家屋等縦覧帳簿、家屋価格等縦覧帳簿

縦覧帳簿には、土地・家屋の所有者や税額は記載していません。

縦覧 縦覧帳簿には、土地・家屋の所有者や税額は記載していません。

閲覧

納税義務者が、固定資産課税台帳の自分の資産について記載された部分を確認するものです。また、借地人・借家人も、使用・収益の対象となる資産の課税内容を確認できます。

平成18年度分の閲覧開始日

4月3日(月)

閲覧できる人 納税義務者(所有者)とその同居の親族、または借地人・借家人 など
閲覧の対象 土地・家屋・償却資産の各固定資産課税台帳、名寄帳

縦覧・閲覧される場合は、本人確認ができる書類などを提示していただきます。縦覧・閲覧できる人の条件や、本人確認の方法など詳しいことは、彦根市ホームページをご覧ください。

不服申立てについて
固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合、価格が台帳に登録された日(3月末日)から納税通知書の交付を受

安心して就学するための
就学援助制度

市教育委員会学校教育課

小・中学生のいる家庭で、所得が一定の基準までの保護者に、児童・生徒の就学に必要な給食費、学用品費などの一部を支給し、安心して就学していただくとする制度です。

対象となる保護者 次のいずれかに該当する人 ①市民税が非課税または減免を受けている人 ②児童扶養手当(主に母子家庭に支給されます)を受給している人 ③生活保護が停止または廃止となった人 ④平成17年分の収入が市の定める基準以下の世帯の人 ⑤その他、市教育委員会が援助費の受給が必要と認める人

給付内容 学用品費、学校給食費、新入学学用品費、通学用品費、修学旅行費 など
手続き方法 所定の申請書(各小・中学校と市教育委員会事務局(市民会館2階)にあります)に必要事項を記入し、学校に提出してください。
平成18年1月1日現在の住所が彦根市以外であった人は、所得を証明する書類(源泉徴収票や課税証明書など)の添付が必要です。
申請は、年度途中でも受け付

市保険年金課

介護保険料特別徴収
(年金からの引き去り)者の
仮徴収

けます。(ただし、援助は受付日以降の月額になります)
問い合わせ先 市教育委員会学校教育課 ☎24-7971番、FAX23-9190番

特別徴収とは?

介護保険第1号被保険者(65歳以上の人)のうち、年間18万円以上の老齢・退職年金を受給している人の保険料は、2か月ごとに支給される年金から引き去りしています。(一部、例外もあります)この年金からの引き去りによる保険料の徴収を特別徴収といいます。

この特別徴収の対象となる皆さんの平成18年度の保険料についてお知らせします。

半年間、仮徴収させていただきます

介護保険料額は、被保険者本人および同一世帯の人の前年の所得により決まります。4月以降の介護保険料(平成18年度の保険料額)は、平成17年中の所得が確定する6月以降でないと決めることができません。そ

けた日の後60日の間に、彦根市固定資産評価審査委員会に対して、審査の申し出をすることができます。

問い合わせ先 市納税課 ☎30-6138番、FAX22-1398番

国民年金のお知らせ

滋賀社会保険事務局

「障害基礎年金」と「老齢厚生年金・遺族厚生年金」併せて受給できます

これまで、障害基礎年金を受給している人は、老齢や死亡を支給の理由とする厚生年金を併せて受給することができませんでしたが、4月からは、受給する人の申し出により、併せて受給することが可能になります。ただし、障害基礎年金を受給するときは、老齢基礎年金を併せて受給することはできません。障害基礎年金と厚生年金を併せて受給することで年金額が高くなる人で、すでに両方の年金の請求が済んでいる人には、5月中旬に「お知らせ」と「年金選択申出書」が社会保険業務センターから送付される予定です。

問い合わせ先 ねんきんダイヤ

ル ☎0570-071165番、彦根社会保険事務所国民年金給付課 ☎23-1116番、FAX23-9038番

保険料の納付がないとき
財産が差し押さえられる
こともあります

社会保険事務所では、相当程度の所得や資産がないながら、長期にわたって国民年金保険料の納付に応じない人を対象に、財産の差し押さえなどを含めた強制的な処分(強制徴収)を実施しています。

昨年度には、県下300人に最終催告状(強制徴収を行うにあたり自主納付を促す最終通知)を送付し、それでも納付に応じなかった49人に対して督促状(強制徴収の開始通知)を送付しました。そして、昨年4月と7月に、合わせて3人の財産(預金)を差し押さえました。

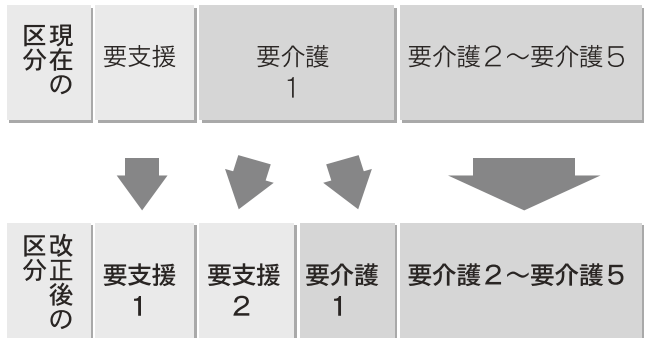
今年度は、県下1,551人に最終催告状を送付し、1月20日現在で195人に督促状を送付しています。今後も、保険料の納付に応じない人には督促状を送付し、財産の差し押さえを進めます。
問い合わせ先 彦根社会保険事務所国民年金業務課 ☎23-1114番、FAX23-9038番

市介護福祉課 ☎23-9660、FAX26-1768

新しい介護保険制度のあらまし

4月から、介護保険制度が変わります。変更点のあらましは、次のとおりです。詳しくは、4月15日号でお知らせします。

要介護認定区分が一部変わります



※現在、要介護認定を受けている人は、次回の更新認定から改正後の区分で認定されます。

新しい介護予防サービスが始まります

新予防給付 運動器を使った訓練、様々な生活改善指導などで、身体機能の向上や、栄養バランスの改善などを目指します。要支援1、要支援2と認定された人が受けられます。

地域支援事業 運動器を使った訓練や生活改善指導などを通じて、身体機能の向上や、栄養バランスの改善、認知症の予防などを旨とする事業を市が実施します。要介護認定に該当しない高齢者が対象です。

地域包括支援センターを設置します

高齢者が地域でより健康に、元気に生活できることを目指して必要な援助をするため、地域包括支援センターを設置します。

3月25日(土)、
4月1日(土)にも
窓口業務を行います

市民課・保険年金課

市民課と「国民年金課」は、毎週木曜日に時間を延長し、午後7時まで業務をしております。3月と4月はそれに加え、1回ずつ土曜日に業務を行います。

窓口業務を行う日・時間
3月25日(土)、4月1日(土)
午前8時30分～午後5時15分
業務の内容
住民票や戸籍などの各種証明書の発行(住民基本台帳カード・公的個人認証業務を除く)

農家調査にご協力ください

農家調査は、農地法の許可申請などの審査や、農業行政関係の基礎資料とするために実施する調査です。

今年も4月1日現在における、農地の利用状況と生産調整計画などについて調査を行います。

農地を所有、または耕作している人は、配付される調査票に記入のうえ、4月6日(木)までに提出してください。
問い合わせ先 農家調査係
事務局 ☎3016133番、FAX 2211398番、FAX 3016118番、FAX 249676番



犬の登録と
狂犬病予防注射の実施

健康管理課

狂犬病予防法により、登録と注射は飼い主の義務です。必ず受けさせましょう。

対象となる犬 市内で飼われている生後91日以上の犬
日程と会場 表のとおり
料金
既に登録が済んでいる犬 3,200円(狂犬病予防注射済票交付手数料550円を含む)
未登録の犬 6,200円(登録手数料3,000円、狂犬病予防注射済票交付手数料550円を含む)

犬の登録と狂犬病予防注射の実施は、登録と注射は飼い主の義務です。必ず受けさせましょう。

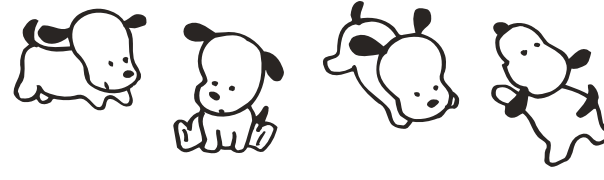
犬病予防注射済票交付手数料550円を含む)
法律に基づく身体障害者補助犬については、手数料が免除されます。
会場は混雑します。料金は、釣り銭のいらぬようご協力ください。
(1)既に登録が済んでいる犬の飼い主の人は、必ず犬の登録カード(愛犬カード)を持ってきてください。
(2)新しく登録する犬の飼い主の人は、住所、氏名、電話番号、犬の名前と生年月日、オス・メスの別を書いたメモを持ってきてください。

(3)必ず犬を押さえることができず、犬が連れて来て下さい。
(4)犬の体を清潔にして、連れてきてください。
(5)体調が悪い犬は、かかりつけの獣医師に相談してから予防注射を受けさせてください。
(6)会場で犬がふんをした場合は、飼い主が責任を持って後始末をしてください。
(7)盲導犬を除いて、引き綱は必ず首輪につけてご来場ください。ハーネス(首輪の代わりにつけるベルト)は、犬が暴れて外れるときがあります。
問い合わせ先 健康管理課 ☎2410816番、FAX 2415870番

犬の登録と狂犬病予防注射 日程と会場

月日	時間	会場
4月7日(金)	9:30~11:30 13:30~15:30	湖東地域振興局地域健康福祉部(彦根保健所) 消防本部(裏)西車庫(西今町)
4月10日(月)	9:30~11:30 13:30~15:00	中地区公民館(大藪町) 鳥居本地区公民館
4月12日(水)	9:30~11:30 13:30~14:30	東沼波会館 原町西集会所
4月14日(金)	10:30~11:30 13:30~14:30	南中学校(甘呂町) 八坂町民会館
4月17日(月)	10:00~11:30 13:30~15:00	市役所(北側駐輪場付近) 武道場(城東小学校西側)
4月19日(水)	10:00~11:30 13:30~15:00	グリーンピアひこね(清崎町) 城西会館(彦根地方気象台西側)
4月21日(金)	10:00~11:30 13:00~14:00 14:30~15:30	本庄町公民館 新海町公民館 下岡部町公民館
4月24日(月)	9:30~11:30 13:30~15:00	稲部町公民館 旭森地区公民館(正法寺町)
4月26日(水)	10:30~11:30 13:30~15:00	彦根経営センター(堀町) 福祉保健センター(平田町)
4月28日(金)	9:30~11:30 13:30~14:30	高宮地域文化センター 亀山出張所(賀田山町)
5月9日(火)	9:30~11:30 13:30~14:30	河瀬出張所(森堂町) 圓視覚障害者センター(松原一丁目)
5月25日(木)	9:30~11:30 13:30~14:30 15:00~16:00	福祉保健センター 稲枝支所(田原町) グリーンピアひこね(清崎町)

※この日程以外は、かかりつけの獣医で登録・注射を受けてください。



ご協力を
ビル・マンションなど
「貯水槽水道」の実地調査

水道部工務課

彦根市では、安全で良質な水道水の供給に努めています。特に、ビルやマンションなどの高い建物や、一時に大量の水を使う施設で設置されている「貯水槽水道」でも、水質の維持・管理について、管理者の皆さんに情報の提供や、管理法の指導などを行っています。

するため、4月から、「貯水槽水道」の設置状況やその水質について、実地調査をすることにしています。

「貯水槽水道」は、水道管の水をいったん受水槽にため、これを屋上などの高架水槽に汲み上げてから利用するものです。

このうち、受水槽が10m以下のもので、「小規模受水槽水道」と呼んでいます。小規模受水槽水道は、平成13年に水道法が改正されるまで、管理責任が明確でなく、市への設置の届け出もいらなかったため、設置の状況がしゅっぶん把握できていません。

今回の調査は、こうした現状を改善し、小規模貯水槽水道でも、管理者の皆さんに適切な維持・管理をしていただくために、必要な事項を調べるためのものです。貯水槽水道の管理者の皆さんのご協力をお願いします。

問い合わせ先 水道部工務課 ☎306128番、FAX 244054番

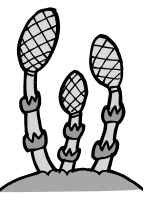


戦没者の妻・父母等への
特別給付金
請求期限が迫っています

社会福祉課

対象(支給内容) ①平成15年10月31日に最終償還を迎えた戦没者等の妻に対する特別給付金(17回払い)を受け、平成15年4月1日時点で公務扶助料等の年金受給権のある人
《額面200万円、10年償還の国債》 ②平成14年9月14日に最終償還を迎えた戦没者の父母等に対する特別給付金

(19回払い)を受け、平成15年4月1日時点で公務扶助料等の年金受給権があり、平成15年3月31日までの間に氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった人(額面100万円、5年償還の国債)
請求期限 3月31日(金)
請求・問い合わせ先 社会福祉課 ☎239590番、FAX 261768番



みんなが健康になるまちづくり
ひこね元気計画21
実行委員を募集します



「住んでいるだけで、元気になれるまち」を目指す「ひこね元気計画21」。健康づくりや健康づくりをしやすいまちづくりに関心があり、この計画を推進する活動に積極的に参加していただける人を募集します。

活動の内容 「ひこね元気計画21」を推進するために編成する4つのプロジェクトチーム「脂もの(摂り過ぎ予防)チーム」「食べ過ぎ(予防)チーム」「ウォーキング・運動チーム」「キャンペーンチーム」のうち、希望のチームに所属して、計画に基づいた取り組みを展開していただきます。

応募資格 市内在住で健康づくりや健康なまちづくりに関心があり、おおむね月1回程度の会議に参加できる人
募集人数 若干人(応募者多数のときは選考します)

申込期限 3月29日(水)

申込方法・問い合わせ先 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、応募の動機、希望のプロジェクトチーム名、健康づくりに対する思いを書いて、郵送、ファクスのいずれかで健康課(〒522-0041 平田町670) ☎24-0816、FAX24-5870へ。Eメールkenko@ma.city.hikone.shiga.jpでも受け付けます。収集した個人情報は、委員の決定以外の目的に使用しません。

「湖国の伝統食」料理教室

内容 地元でとれる食材を使って、伝統食の昔ながらの料理法を学びます 日程・料理内容 1回目 4月22日(土) たけのこご飯、ふきと生節の炊き合わせ、さやいんげんのお浸し、ゆばの吸い物 2回目 5月27日(土) 鯖そうめん、ちらしずし、かしわ餅、青菜の煮浸し 材料などの都合により変更することがあります 時間 いずれも9:30~13:30 場所 ひこね街なかプラザ(本町一丁目・四番町スクエア) 対象 2回連続で参加できる人 定員 20人(先着順) 参加費 2,000円(2回分)と材料費 講師 滋賀の食事文化研究会会員 申込受付期間 3月15日(水)~22日(水) 17:00 申込方法・問い合わせ先 参加費を添えてひこね街なかプラザ ☎27-7755、FAX27-7766へ直接申し込んでください

ひこね「街の駅」手作り甲冑実用講座

内容 厚紙などを使い、実際に着られる甲冑を作ります 日時 毎週水曜日、各日14:00~17:00、19:00~22:00の2回開講 費用 1回400円(別に材料費5,000円~20,000円程度が必要です) 申込方法・問い合わせ先 ひこね「街の駅」 ☎27-2810 (http://machinoeki.exblog.jp/) の「イベント・講座お申込み」からも申し込めます)

※特に記載のないときは無料です。

行 事 名	日 時	場 所	内 容・問 い 合 わ せ 先 等
のぼりまち GREEN STAGE	3月26日(日) 13:30~	夏川記念会館 (京町二丁目)	内 容：Eふれんず春風コンサート（近畿一円のアマチュア演奏家による、ユーフォoniumとチューバの管楽アンサンブル） 登り町グリーン通り商店街振興組合（渡辺薬局内） ☎22-2192
県立河瀬中学・高校吹奏楽部 第11回定期演奏会 スプリング・コンサート'06	3月26日(日) 14:00~ (開場は13:30)	ひこね市文化プラザ グランドホール	客 演：S.L.Pダンスカンパニー（市内で活動するバレエ団体） 県立河瀬中学・高等学校吹奏楽部 ☎25-2200、FAX28-2935
「ゴリラとあかいぼうし」 「ジンガクんいちばへいく」 絵本原画展	3月28日(火)~4月2日(日) 10:00~18:00 日曜日は~17:00	市立図書館 (尾末町)	内 容：山極寿一（やまぎわじゅいち）作、ダヴィッド・ビシムワ 絵 「ゴリラとあかいぼうし」、伏原納知子（ふしはらのじこ）作・ 絵「ジンガクんいちばへいく」の絵本原画展 彦根市地域文庫連絡会(市立図書館内) ☎22-0649、FAX26-0300
彦根イトマンスイミングスクール 20周年記念 スクール一般開放	3月30日(木) 13:00~15:00	彦根イトマンスイミングスクール (古沢町)	持 物：水着、スイミングキャップ、タオル など ※9歳以下は保護者同伴 彦根イトマンスイミングスクール ☎26-1821
彦根児童合唱団 第37回定期演奏会	4月2日(日) 13:30~ (開場は13:00)	ひこね市文化プラザ エコーホール	内 容：ミュージカル「くるみ割り人形」など 入場料：大人500円 小・中学生300円(当日50円増) 彦根児童合唱団(古木(ふるき)方) ☎22-4959

春の文化祭

主催：彦根市・彦根市教育委員会・(財)彦根市文化体育振興事業団
問い合わせ先 団教育委員会生涯学習課 ☎24-7971、FAX23-9190



【4月の行事】

行 事	期 間	時 間	備 考	会 場	入場料
埋蔵文化財巡回展「福満(ふくみつ) 遺跡を掘る」	開催中~5月30日(火)	8:30~17:15	会場休館日は休み	中地区公民館	無料
第40回こども造形展	3月31日(金)~4月2日(日)	10:00~17:00		ひこね市文化プラザ メッセホール	無料
華道翠香(すいこう)流いけばな展“ふーらりぶーらり彦根城”	4月9日(日)	9:00~17:00		彦根市民会館ギャラリー	無料
ダイニックアストロパーク天究館 彦根で星を見る会(1)	4月9日(日)	19:30~21:00	天候不良のとき中止	彦根城いろは松駐車場	無料
第39回彦根写真連盟展	4月12日(水)~17日(月)	10:00~17:00	17日は16:00まで	彦根市民会館ギャラリー	無料
特別公開「国宝彦根屏風(びょうぶ)」	4月19日(水)~5月22日(月)	8:30~17:00	期間中無休入館は16:30まで	彦根城博物館	有料
彦根洋画協会展	4月20日(木)~23日(日)	9:00~16:30	23日は16:00まで	彦根市民会館ギャラリー	無料
テーマ展「唐様(からよう)のきらめき-井伊家伝来能装束から-」	4月21日(金)~5月23日(火)	8:30~17:00	期間中無休入館は16:30まで	彦根城博物館	有料
第38回彦根城能	4月22日(土)	13:00~		彦根城博物館	有料
仏桑花(ぶつそうげ)の会 沖繩に愛の連帯 井伊文字名誉市民茶会	4月23日(日)	10:00~15:00		清涼寺(せいりょうじ・古沢町)	有料
第7回彦根JOYジュニアオーケストラコンサート	4月23日(日)	14:00~16:00	開場は13:30から	ひこね市文化プラザ エコーホール	無料
彦根おやこ劇場第65回例会 人形劇「火曜日のおちそうは ひきがえる」	4月23日(日)	13:30~14:40		ひこね市文化プラザ メッセホール	有料
彦根山草会 春の展示会	4月28日(金)~30日(日)	9:00~17:00	30日は16:30まで	彦根市民会館ギャラリー	無料

彦根市総合発展計画審議会 第3回全体会議 開催のお知らせ

彦根市総合発展計画「ひこね21世紀創造プラン」の後期基本計画策定のための調査・審議をする審議会の3回目の全体会議です。

日時 3月27日(月) 15:30~
場所 彦根勤労福祉会館(大東町)
議題 後期基本計画答申案について など

傍聴席は10席程度あります。傍聴を希望するときは、当日、会場受付で申し出てください。(希望者多数のときは、先着順とします。)
問い合わせ先
企画課 ☎30-6101、FAX22-1398

販売窓口が変わりました

彦根城能

4/22(土)13:00~

「清経」から▶

観世流 能 「清経 -替之型-」 浦田保浩 ほか
大蔵流 狂言 「口真似」 茂山千五郎 ほか
観世流 能 「巻絹 -神楽留-」 杉浦豊彦 ほか
入場料 A席5,000円 B席4,500円(全席指定)
発売日時 4月1日(土) 9:00(窓口)、10:00(電話)
販売窓口・問い合わせ先 彦根城博物館 ☎22-6100



障害福祉制度の改正 利用者負担が見直されます

障害福祉課 ☎27-9981番、FAX26-1767番

利用者負担は1割に負担の上限額も設けられます
これまで、身体障害、知的障害、精神障害のある人には、それぞれ別の制度で福祉サービスが提供されてきました。新しい制度では、障害の種類にかかわらず、一つの制度でサービスが提供されます。これに伴い、サービスを利用したときの負担も、3障害(身体障害、知的障

利用者負担の上限額(月額)		
区 分	対 象 世 帯 の 状 況	負担上限額
生活保護	生活保護世帯	0円
低所得1	市民税非課税世帯で、サービスを利用する本人の収入が80万円以下の人	15,000円
低所得2	市民税非課税世帯で、低所得1に該当しない人	24,600円
一般	市民税課税世帯	37,200円

上限額は世帯ごと
一つの世帯で2人以上がサービスを利用したときに負担が増え過ぎないように、一定の額を超えた分が払い戻される制度が設けられます。
また、障害福祉サービスを利用している人が介護保険サービスも利用したときも、同様の制度で実際の負担が軽減されます。

害、精神障害)に共通した仕組みとなります。
障害福祉サービスを利用したときの本人の負担は、サービスの費用の1割になります(残りは彦根市などが負担します)。ただし、一定額以上負担しなくてもいいように、負担の上限額が設けられます。
上限額は、利用者本人の世帯の収入などに応じて、4つの区分から決まります。1か月に利用したサービスの量にかかわらず、上限額以上の負担はありません(上の表)。

精神科・心療内科に通院中で 精神通院医療費公費負担制度を 利用している皆さん

制度改正に伴う手続きが、 3月中に必要です

該当する人には、滋賀県から新しい制度の適用を申請する手続きの案内通知が届いています。まだ手続きが済んでいない人は、障害福祉課か、かかりつけの医療機関で手続きをしてください。
手続きに必要なもの 申請書(障害福祉課、各医療機関にもあります) 健康保険証、印鑑、平成16年1月~12月の本人の収入額が分かるもの(障害年金の証書や振込通知書、源泉徴収票 など)

負担する制度があります。
この制度は、医療の内容によって、「更生医療」、「育成医療」、「精神通院医療」の3つの制度がありました。今回の制度の改正により、「自立支援医療」という1つの制度に統合されます。本人の負担額は、原則として、医療費の1割になります。ただし、世帯の所得などに応じて、1月あたりの負担に上限額を設けて、負担が重くなり過ぎないようにになっています。
なお、所得を判断するときの世帯の範囲は、住民基本台帳の世帯でなく、原則として同じ医療保険に加入している家族となります。

障害に関して、特定の医療を受けたときの公費負担制度も見直し
障害に際して、特定の医療を受けたときに、医療費を公費で

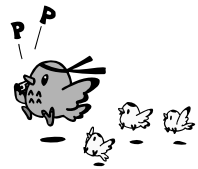
日本赤十字社 社資募集の結果

日本赤十字社の社資募集に、皆さんの温かいご支援、ご協力をいただき、ありがとうございました。

平成17年度実績(2月10日現在)
◆法人 2,548,500円
◆個人・自治会 4,761,218円
◆奉仕団 503,000円
合計 7,812,718円

ご協力いただきました社資は、すべて日本赤十字社滋賀県支部に送金いたしました。

問い合わせ先 日本赤十字社彦根市地区事務局(団出納室内) ☎30-6129





健康管理だより

健康管理課
(平田町・福祉保健センター1階)
☎24-0816
FAX24-5870

ひこね元気計画21
マスコットキャラクター



“コンキークン”

すくすく ベイビー



吉田果桜ちゃん
(高宮町)



寺島琥珀ちゃん
(日夏町)



寺村友貴ちゃん
(野山町)

けんこう相談

●保健師による相談
(9:30~11:00)
4月14日(金) 福祉保健センター
4月21日(金) 福祉保健センター
4月25日(火) 広野会館
4月26日(水) 稲枝地区公民館
※上記の日程以外にも、健康管理課では電話での相談を随時行っています。

栄養相談

●栄養士による相談
☆治療中の病気のある人は、主治医の許可が必要です。
(9:00~11:50)〈予約制〉
4月10日(月) 福祉保健センター

赤ちゃんサロン

☆母子健康手帳をお持ちください。
日時 4月4日(火) 9:45~11:30
(受付は9:30~9:45)
場所 福祉保健センター
対象 2~3か月児とその保護者
内容 子育てに関する情報交換や、友達づくり

すくすく相談

☆母子健康手帳をお持ちください。
●身体計測(9:30~11:00)
4月6日(木) 福祉保健センター別館2階
対象:4か月~1歳未満児
4月13日(木) 福祉保健センター別館2階
対象:1歳以上の児
※絵本の開き読みもあります。
4月27日(木) 福祉保健センター
対象:4か月未満の児
※全乳幼児対象の個別相談も行います。
●身体計測・個別相談(9:30~11:00)
4月25日(火) 広野会館
4月26日(水) 稲枝地区公民館



4月の乳幼児健康診査

場所 福祉保健センター別館(旧勤労青少年ホーム)2階

健診名	実施日	対象	受付時間
4か月児	11日(火)	平成17年12月生	13:00~
	18日(火)		
10か月児	12日(水)	平成17年6月1日~16日生	14:00
	19日(水)		
	6月17日~30日生		

場所 福祉保健センター

1歳6か月児	14日(金)	平成16年10月1日~16日生	13:00~
	21日(金)		
2歳6か月児	13日(水)	平成15年10月1日~16日生	14:00
	20日(水)		
3歳6か月児	10日(月)	平成14年10月1日~16日生	13:00~
	17日(月)		

場所 南老人福祉センター(稲枝支所の北隣・田原町)

4か月児	26日(水)	平成17年12月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	13:30~
10か月児	26日(水)	平成17年6月生 (主に亀山・稲枝地区の児)	14:00

※乳幼児健康診査についてのお問い合わせは、直接健康管理課(上記参照)へ。

離乳中期相談

☆母子健康手帳をお持ちください。
日時 4月20日(木) 9:45~11:30
(受付は9:30~9:45)
場所 福祉保健センター
対象 6~8か月児とその保護者
(集団指導)

ハローベビー教室

●第1コース(助産師を囲んで)
日時 4月3日(月)13:30~15:30
(受付は13:15~13:30)
場所 福祉保健センター別館2階
集団検診室
対象 妊娠16週以降の妊婦
持ち物 母子健康手帳
●第2コース(歯科健診と歯みがき教室)
日時 4月27日(木)13:30~15:30
(受付は13:15~13:30)
場所 福祉保健センター
対象 妊娠16週以降の妊婦
持ち物 歯ブラシ、コップ、母子健康手帳

加入手続きが始まっています

平成18年度分

交通災害共済

毎年、多くの市民の皆さんに加入いただいている交通災害共済。平成18年度分の加入申し込みを、3月から受け付けています。申込書は各戸に郵送しています。加入を希望する人は、1人500円の掛け金を添え、次の窓口で申し込んでください。
※お送りした加入申込書に名前のなかった人の申込は、生活環境課までお問い合わせください。

◆金融機関
滋賀銀行 滋賀中央信用金庫
びわこ銀行 東びわこ農業協同組合
郵便局(近畿圏内)
※いずれも全店舗で取り扱いですが、口座引き落としによる納付はできません。
◆生活環境課(市役所1階①番窓口)
◆支所・各出張所
問い合わせ先 生活環境課☎30-6116、FAX27-0395

相談

※いずれも相談料は無料です。

相談名	日時	場所	内容・問い合わせ先等
人権相談	4月5日(水) 13:00~15:00	市民相談室(市役所1階)	いじめ、あらゆる差別など、人権に関する相談 人権政策課☎30-6115、FAX22-1398
よろず相談	3月29日(水)・31日(金) 4月5日(水)・12日(水) 4月7日(金)・14日(金) 13:00~16:00	福祉保健センター別館2階相談室	仕事のこと、家族のこと、地域のことなど、困りごとよろず相談 彦根市社会福祉協議会☎22-2821、FAX22-2841
消費生活相談	毎週月~金曜日 (祝日は除く) 10:00~16:00	生活環境課(市役所1階)	架空請求への対処、悪質商法の被害、クーリング・オフの方法など、身近な消費生活や契約にかかわるトラブルに関する相談 生活環境課☎22-1411(内線173)
のぞみ相談室	毎日 10:00~22:00	(電話による相談)	ひとり親家庭等の相談、DV(配偶者または親密な間柄の異性からの暴力)に、専門の相談員が応じます のぞみ相談室☎21-1080
交通事故相談	毎週月~金曜日 (祝日・年末年始は除く) 9:00~16:00	湖東地域振興局2階	被害者、加害者を問わず、専門の相談員が相談に応じます 県立交通事故相談所彦根支所☎27-2230

日曜納税相談

納税課では、仕事などで平日忙しい皆さんのために、毎月1回「日曜納税相談窓口」を設けて、納付や納税についての相談を受け付けています。3月は次のとおり

ですので、どうぞご利用ください。
日時 3月26日(日)10:00~16:00
場所 納税課(市役所2階)
問い合わせ先 同課☎22-1411(内線210)



動く図書館たちばな号

巡回日程【4月前半】 市立図書館☎22-0649 FAX26-0300

日・曜日	駐車場	時間
4日(火)	宮田町山田神社	11:00
	J A 東びわこ鳥居本支店駐車場	13:20
	鳥居本高根団地	14:10
	小野こまち会館	15:00
5日(水)	太平団地	13:20
	東山会館	14:10
	湖上平団地堤医院前	15:00
6日(木)	葛籠町公民館	13:30
	高宮地域文化センター	14:20
	B S アパート2号棟	15:10
7日(金)	清崎町ばんば	13:20
	J A 東びわこ本店前駐車場	14:10
	河瀬地区公民館	15:00
11日(火)	多景保育園	13:20
	長曾根町	14:10
	彦根ニュータウン中央部	15:00
12日(水)	榆公民館	13:30
	昭和アルミ茂賀ハイッ	14:20
	広野会館	15:10
13日(木)	鳥居本地区公民館	11:00
	小泉町百貨卸センター駐車場(東側)	13:20
	東沼波町秋葉神社	14:10
	旭森地区公民館	15:00
14日(金)	J A 東びわこ種子センター	13:20
	滋賀観光バス彦根営業所	14:10
	オーム緑化園	15:00

駐車場での駐車時間は、30~40分間です。

図書館休館日 3日(月)、10日(月)
4月前半

し尿収集予定日 4月前半

彦根市事業公社 ☎23-4135 FAX23-4134

臨時的収集については、早めにお申し込みください。(臨時的収集は、原則として毎週火・金曜日に実施します。)
収集の状況によって、収集日は3日程度前後することがありますが、ご了承ください。
収集のときは、バケツ1杯の水をご用意ください。



3日(月) 幸、松原一丁目、松原二丁目、松原(四ッ川)、野田山、正法寺、地藏、原(原西団地)、西沼波(東部)、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、銀座、中央(第1・4部)、芹橋一丁目、芹橋二丁目(河原二丁目の一部を含む) 三津

4日(火) 幸、芹、安清、外、里根、野田山、正法寺、地藏、西今、平田(大沢) 開出今蔵の町団地、八坂東団地、三津、海瀬

5日(水) 里根、外、戸賀、小泉、山之脇、開出今蔵の町団地、八坂東団地、野瀬、西今、三津、海瀬

6日(木) 後三条(下)、芹川、馬場一丁目、馬場二丁目、長曾根、八坂北、開出今団地(第1・3部) 大藪、開出今、西今、三津屋

7日(金) 中央(第2・3部) 立花、金亀、尾末、大藪、城町一丁目、城町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、池州、開出今、西今、三津屋

10日(月) 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、元、船、旭、中藪一丁目、中藪二丁目、中藪、長曾根南、甘呂、宇尾、須越、開出今

11日(火) 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、佐和、大東、錦(第1部) 和田、平田(大沢を除く)、甘呂、宇尾、須越、八坂

12日(水) 京町一丁目、京町二丁目、京町三丁目、橋向、新、芹中、後三条(上)、平田(大沢を除く)、甘呂、日夏、竹ヶ鼻、八坂

13日(木) 平田(大沢を除く)、日夏、竹ヶ鼻、龜山地区、稲枝(西)、服部、出路、田原、稲部(稲部)

14日(金) 日夏、龜山地区、稲枝(西)、肥田(西肥田を除く)、上稲葉、下稲葉、本庄、普光寺、薩摩、金沢(金沢団地)

この「広報ひこね」は41,400部作成し、1部当たりの単価は10円（1円未満切り捨て）です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

Re-Discovery & New-Creation
国宝・彦根城築城400年祭
期間：2007年3月21日(祝)～11月25日(日)

**400日前記念イベントが
開催されました**

国宝・彦根城築城400年祭の開幕（平成19年3月21日）の400日前となる2月14日、彦根城二の丸駐車場で、400日前を記念するイベントが開催されました。

イベントでは、甲冑武者や彦根鉄砲隊が勢ぞろい。お祭り気分を盛り上げました。また、城北幼稚園の園児や市内の大学生、観光客など約500人が参加し、くす玉割りや鉄砲隊の演武を楽しみました。この日、400年祭開催までの日数を示すカウントダウンボードもお披露目されました。

カウントダウンボードは、彦根城表門前、市役所玄関、彦根商工会議所（中央町）、稲枝商工会（稲部町）、彦根観光協会（尾末町）に設置され、毎日、400年祭までの日数を表示しています。

「国宝・彦根城築城400年祭」に関する問い合わせ先 国宝・彦根城築城400年祭実行委員会事務局（☎同祭推進室内）☎30-6141、FAX22-1398、400th@ma.city.hikone.shiga.jp



▲イベントが行われたのはバレンタインデー。チョコレートも配られました

広報ひこね3月1日号表紙の「国宝・彦根城築城400年祭」のロゴの下に記載した日付けについて「2007.3.21～2008.11.25」とあるのは、「2007.3.21～11.25」の誤りでした。また、表紙写真の説明文中、「対象」とあるのは「対称」の誤りでした。おわびして訂正します。

おわびと訂正

金亀公園と荒神山公園は、4月1日から、指定管理者制度が導入され、指定管理者が施設の管理を行います。これに伴い、4月1日以降における、両公園の施設の使用の受付について、次のとおりに変更します。

4月に開催される、金亀公園、荒神山公園の野球場、テニスコートの使用に関する抽選会は下の表のとおりです。6月使用分以降の抽選会などの日程については、指定管理者までお問い合わせください。

問い合わせ先（指定管理者）高木・技研・昭和者（高木・技研・昭和）
金亀・荒神山公園管理業務特別共同体 ☎21-3923番

**金亀公園施設・
荒神山公園施設**
受付窓口が変わります



金亀公園施設
施設の種類 野球場・テニスコート・多目的競技場・野外ステージ
受付場所 同公園管理事務所
受付時間 午前8時30分～午後6時15分

**野球場抽選会
テニスコート調整会** の日程（5月使用分）

施設名	日時	場所
野球場 (抽選会)	4月5日(水) 9:30受付開始	市民体育センター 2階 会議室
テニスコート (調整会)	4月14日(金) 9:30受付開始	

**3月25日(土)に、
一般家庭の粗大ごみの搬入を受け付けます**

搬入受入日 3月25日(土) 問い合わせ先
搬入時間 9:00～12:00 ☎清掃センター管理課
※搬入できるのは一般家庭の粗大ごみだけです。 ☎22-2734、FAX24-7787